

入間市災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(災害派遣手当等の支給)</p> <p>第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) <u>第26条の8</u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策等のため本市に派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するときは、当該職員に対し、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。次項において「災害派遣手当等」という。)を支給するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(災害派遣手当等の支給)</p> <p>第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) <u>第44条</u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策等のため本市に派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するときは、当該職員に対し、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。次項において「災害派遣手当等」という。)を支給するものとする。</p> <p>2 略</p>